

# 近世の尾張国知多郡における富士信仰

## —小鈴谷村を中心に—

日本福祉大学知多半島総合研究所 研究員 山形 隆司

### はじめに

これまで富士信仰に関する研究は、岩科小一郎氏の名著『富士講の歴史』をはじめとして江戸・関東を事例とした研究が圧倒的に多かった。江戸・関東では、角行藤仏(1541-1646)という行者が創唱して、食行身祿(1671-1733)や村上光清(1682-1759)などにより発展した富士講が享保期以降に急速に広がり、独自の礼拝対象と教義を持つ民衆宗教として展開した。これが、近世日本の富士信仰のイメージとして定着していた感がある<sup>(1)</sup>。

しかし、近年、学際的研究により富士信仰を明らかにしようとする動きとともに、江戸・関東以外の地域の富士信仰についても研究の深化が見られるようになった。大和・山城では、大峰信仰を基盤とした富士信仰が展開して富士垢離修行が重視されたこと、また伊勢・志摩では「富士参りの歌」が流布して当地域の参詣習俗の特徴となっていたことが明らかにされるなど、富士山より西の地域についての研究も蓄積されつつある<sup>(2)</sup>。

尾張・三河では、富士山・立山・白山を一度に巡る「三禅定(さんぜんじょう)」が広く展開していたことが指摘されている<sup>(3)</sup>。三禅定については、津田豊彦氏により知多半島に残る関連史料の発掘と分析が進められ、福江充氏は三禅定と立山芦峯寺衆徒による知多郡での檀那場形成との関連について論じている。本稿では、三禅定について富士信仰の側面からアプローチし、三禅定における地域の先達寺院の役割と村の講の性格について検討したい。事例として、関連史料が比較的多く残る小鈴谷村(現 常滑市)を取り上げる。

### 1. 知多郡からの参詣ルートと三禅定先達寺院

知多郡からの三禅定の参詣ルートが確認できる最も古い史料は、1676年(延宝4年)の小鈴谷村・

盛田久左衛門(4代)による「三禅定之通」<sup>(4)</sup>である。このときの参詣ルートは、三山を富士山→立山→白山の順で巡っている【図1】。また、盛田久左衛門(5代)による1723年(享保8年)の「道中日記」<sup>(5)</sup>でも、同じように富士山→立山→白山の順で巡っている。しかし、知多郡の他の村から出立した際の道中記録を見ると、白山→立山→富士山の順で巡っているものもある【表1】。このように三禅定に際して、富士山を先にするか、白山を先にするかは、参詣者と地域の寺院との関係が影響していた。【史料1】は、小鈴谷村周辺で、富士先達は松栄寺(知多郡大野村、現 常滑市)、白山先達は高讃寺(知多郡西阿野村、現 常滑市)と定められていたことを示すものである。

### 【史料1】<sup>(6)</sup>

今度富士・白山両先達所之儀ニ付出入依有之、珍舜僧正代ニ如被申付候、白山先達者高讃寺、富士先達者松栄寺可被相勤旨、今度又申付候上者、毛頭違背有之間敷候、若、自今以後仮初も右両先達所之旦那、互ニ奪取候趣相聞候ハ、自先年度々及諍論、寺法不宜候間、急度可為退院者也

貞享四年

蜜蔵院権僧正

卯十月十日

靈胤書判

知多郡阿野村

高讃寺

この文書は、白山先達の高讃寺と富士先達の松栄寺がお互いの旦那を奪い合うことを両寺の本寺である蜜蔵院(春日井郡野田村、現 春日井市)が禁止したものであり、1687年(貞享4年)頃、両寺の間で旦那の争奪がたびたびあったことを示している。そして、このような取り決めがなされたにもかかわらず、早くも1689年(元禄2年)には、【史料2】のごとく松栄寺と高讃寺の間で

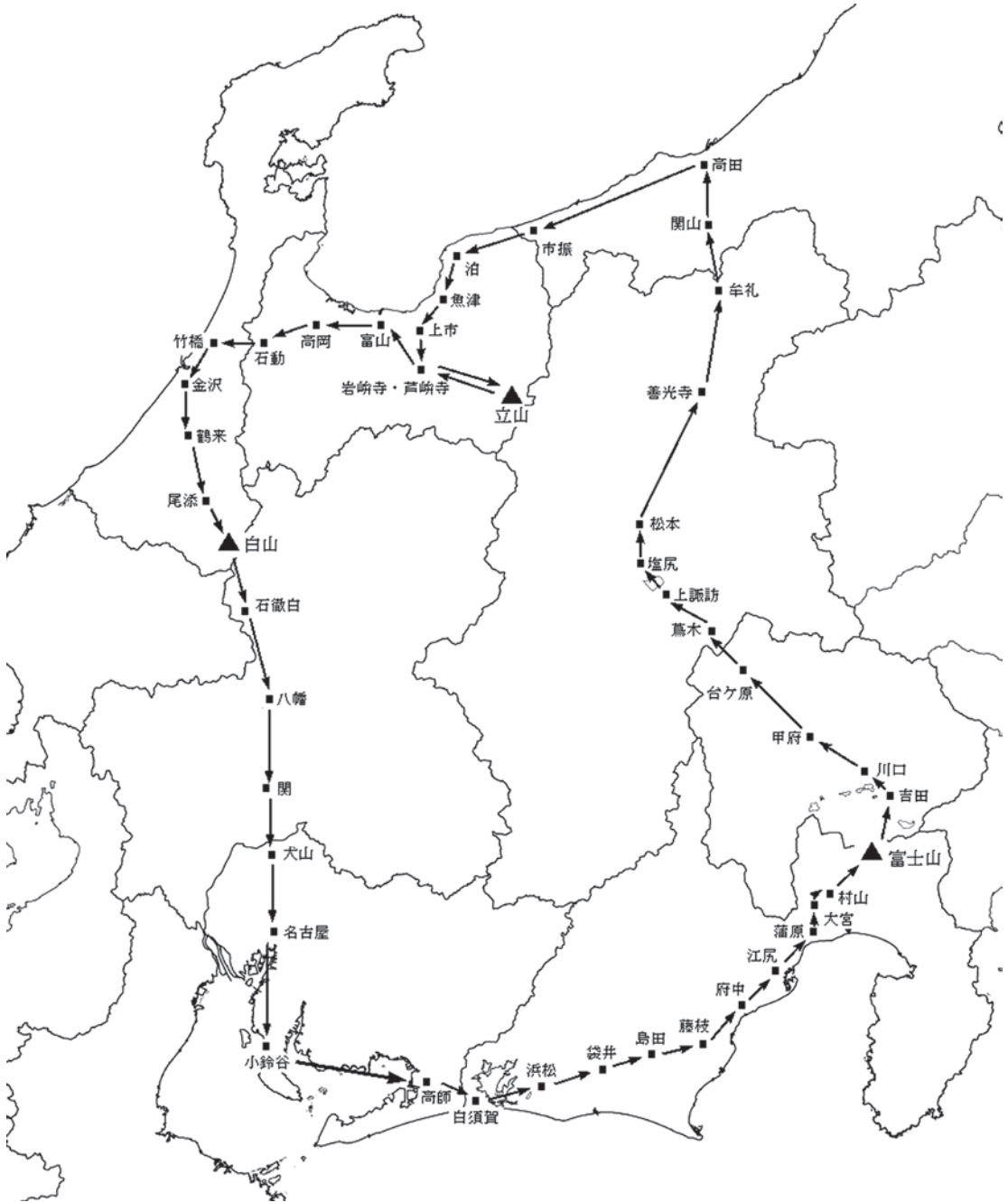


図1 延宝4年(1676) 小鈴谷村・盛田久左衛門の参詣ルート

表1 近世における知多郡からの三禅定の行程

	記載年	期間	順路	記載者	史料名
1	延宝4年(1676)		小鈴谷→富士山→善光寺→立山→白山→小鈴谷	小鈴谷村・盛田久左衛門	「三禅定之通」
2	宝永7年(1710)	6月21日～	緒川→永平寺→白山→立山→戸隠→善光寺→日光→江戸→鎌倉→富士山→秋葉山→緒川	緒川新田	「(三禅定道中覚帳)」
3	享保8年(1723)	6月12日～	小鈴谷→富士山→善光寺→立山→白山→小鈴谷	小鈴谷村・盛田久左衛門	「(道中日記)」
4	寛政12年(1800)	5月24日～ 7月9日	常滑→久能山→富士山→善光寺→立山→白山→洲原→常滑	常滑之内北条・森下久三郎	「三禅定道中記」
5	享和元年(1801)	6月16日～ 7月13日	長尾→白山→立山→戸隠→善光寺→富士山→長尾	長尾村・三井伝左衛門	「三禅定道中覚帳」
6	文化4年(1807)		緒川→白山→立山→富士山→日光→江戸→鎌倉→緒川	緒川新田	「(三禅定道中里程帳)」
7	文化6年(1809)	6月7日～	古場→白山→立山→善光寺→富士山→成岩	長尾村・三井伝左衛門	「道中みちやどのおぼえ」
8	文政6年(1823)	6月8日～ 7月28日	大府→白山→永平寺→立山→戸隠→善光寺→日光→江戸→鎌倉→富士山→秋葉山→鳳来寺→大府	大府村・平七	「三山道中記」
9	文政10年(1827)	6月19日～ 7月23日	古見→富士山→善光寺→戸隠→立山→白山→古見	佐布里村・伊藤藤右衛門	「三禅定道中記」
10	安政2年(1855)	6月2日～ 7月9日	緒川→白山→立山→富士山→日光→江戸→鎌倉→緒川	緒川新田・戸田万助	「道中覚」
11	明治4年(1871)	6月12日～ 7月18日	松原村→白山→立山→富士山→松原村	松原村・小島茂兵衛	「山連場白山立山富士道中記」

争論が発生している。

#### 【史料2】<sup>(7)</sup>

覚

一、先年奉願上候通、枳豆志九ヶ村并近辺廿ヶ村余之分、富士洲原先達者松栄寺、右九ヶ村白山先達ハ高讃寺ニ而御座候処、折々及諍論申付、先御代僧正様江も奉願上、先年之通松栄寺富士先達仕管ニ被為仰付、其以後別条無御座候処ニ、三年以前卯之年亦申分出来仕候付奉願上候得ハ、弥以富士先達者松栄寺、白山先達者高讃寺仕、以後奪合申間敷旨御証状被下置、其上両寺ヲ手形迄指上、以後申分無御座ニ被為仰付被下、先以難有奉存罷有候、然処当六月高讃寺三禅定之道者を富士ハ先達仕候を、拙僧弟子正行院富士先達仕罷越、絶頭ニ而高讃寺ニ対面仕罷帰申候、殊山城・大和・三州・遠州等迄数ヶ国者大宮村山通り登山仕管ニ 公義御定ニ御座候故、右国々者其旨を相守来り候処、高讃寺此度右 御定を破

り、すはしり口ハ登山仕候、此儀者山上よりも詮儀等御座候而、高讃寺越度之旨手形仕罷帰候由承知仕候、兼々も申上置候通、右村々三禅定仕候節ハ、銘々先達相頼申儀も不罷成候故、先達者人にて、富士先達ハ富士ハ参、白山先達ハ白山ハ参候段、右村々先年ハ定り申古法ニ御座候、然故三禅定之節も、松栄寺者富士ハ先達仕候付富士道行と申、高讃寺ハ先年も度々白山ハ先達仕候付白山道行と申候、其上拙僧弟子正行院、此度富士下向之節山本大鏡坊被申候ハ、三禅定先達之儀、高讃寺引来り候者白山ハ相初メ可申儀を富士ハ初メ申段、以之外之無作法ニ候ニ、亦候哉裏口ハ参段二重之不屈キニ候由之被申方、慥ニ正行院承届ケ罷帰申候、如此相究り候古法、殊ニ其持分冥慮をも憚り不申、此度高讃寺富士ハ先達仕候段、松栄寺及大破可申旨相見え、何共迷惑仕ト被為分聞召、三禅定其先達之山ハ相初メ候様ニ被為仰付被下候者難有可奉存

候、以上  
 元禄弐年 知多郡大野村  
 巳ノ七月 松栄寺  
 御本寺 密蔵院様

この史料によれば、小鈴谷村を含む枳豆志（きずし）庄9か村と近辺20か村余の富士・洲原先達<sup>(8)</sup>は松栄寺、枳豆志庄9か村の白山先達は高讃寺と決まっていた。しかし、争論が起り、1687年（貞享4年）に【史料1】で見たように富士先達は松栄寺、白山先達は高讃寺とする裁定が再び本寺である密蔵院により下された。また三禅定に際しては、富士先達は富士山から、白山先達は白山から先に参詣者を導くことが先例となっていた。しかし、1689年（元禄2年）6月に高讃寺がそれを破り、三禅定に赴く参詣者を先に富士山に案内し、須走口から登山した。松栄寺の弟子・正行院がこれを富士山山頂で見付け、高讃寺から越度（落度）があった旨を記した手形（証文）をとり、下山後、松栄寺は密蔵院へこの一件を訴え出たのである。このようにして、17世紀末には、三禅定に際して富士山と白山のどちらを先に登拝するかは、松栄寺と高讃寺のどちらに先達を依頼するかによって規定されるようになったと考えられる。

この文書で松栄寺は「山城・大和・三州・遠州等迄数ヶ国者大宮村山通り登山仕管 公義御定ニ御座候」と、尾張国からの富士山登拝者は大宮・村山口を通ることが幕府の定めであることを強調している。また、興法寺（駿河国富士郡村山村、現 富士宮市）の子院である大鏡坊が、高讃寺が先に富士山に参詣者を導いたことに加えて須走口（裏口）より登拝したことは「二重之不屈キ」であると発言したことを記述している。このことから、松栄寺と大鏡坊が深い関係を有していたことが推察される。以下では、このことを富士山村山口に位置した興法寺大鏡坊に休泊した知多郡村々からの参詣者の動向から確認しておきたい。

## 2. 興法寺大鏡坊への知多郡からの休泊者

近世には富士山の登山口として、甲斐国側では、川口（川口村、現山梨県南都留郡富士河口湖町）、

吉田口（上吉田村、現同県吉田市）、駿河国側では、須走口（須走村、現静岡県駿東郡小山町）、須山口（須山村、現同県裾野市）、村山口（村山村、現同県富士宮市）、大宮口（大宮町、現同県富士宮市）が一般的に利用されていたことが知られている<sup>(9)</sup>。各登山口には、登拝の拠点となる集落（信仰登山口集落）が形成され、参詣者を受け入れる宿坊が営まれていた。この宿坊の経営を担っていたのは、大宮口では本宮浅間大社の社人衆、村山口では興法寺の衆徒、吉田口では北口本宮富士浅間神社の御師であり、それぞれ職掌の名称は異なっていたがほぼ同じような活動を行っていた。登山の季節には宿坊に参詣者を迎え入れ、その他の季節には全国各地の旦那場をめぐり配札や勧化を行っていた。

これら信仰登山口集落のうち、富士山より西の地域からの登拝者を多く受け入れたのは、大宮口・村山口である。村山口に位置した興法寺は、山号を富士山と称し、大日堂、末代上人を祀る大棟梁権現社、浅間社からなり、修験道の聖護院（本山派）の末寺になっていた。別当職には、子院である池西坊・大鏡坊・辻之坊の三坊から就任することになっており、各坊ともに宿坊を営んでいた。また三坊は、全国に各坊の旦那場を設定していたことが明らかにされている<sup>(10)</sup>。

【史料3】は、1758年（宝暦8年）に大鏡坊が聖護院の役人である高屋頼母と磯田要人に三坊の旦那場について上申したものである。この時には尾張国は残らず大鏡坊の旦那場であるとされている。

### 【史料3】<sup>(11)</sup>

宝暦八年大鏡坊書上

村山三坊旦那所之記

一、山城	不残	池西坊
一、大和	不残	大鏡坊
一、紀伊	不残	大鏡坊
一、尾張	不残	大鏡坊
一、美濃	不残	大鏡坊
一、伊賀	不残	池西坊
一、河内	不残	大鏡坊

一、志摩 不残 大鏡坊  
 一、伊勢之内桑名と追分迄 大鏡坊  
 神戸と庄野迄辻之坊旦所  
 亀山惣郷鈴鹿郡廿四里ハ大鏡坊  
 一志郡 安濃郡 安芸郡 多気郡  
 飯高郡 度会郡 山田町中并御神領  
 在方共大鏡坊  
 内川崎之町ハ池西坊分  
 右之内所々少々ツ、辻之坊分入込御座候得  
 共、委ク先達共存シ罷在候、大鏡坊扣帳面  
 ニも御座候

一、駿河之内富士川ハ西藤枝迄之間  
 在々共不残 大鏡坊旦所  
 安部在方 辻之坊旦所  
 嶋田在方 池西坊旦所  
 右者三坊ハ使僧役申付且廻仕候、委細ハ  
 三坊旦所帳面ニ御座候

一、遠江之内三坊旦所入込年々三坊ハ使僧ヲ以且  
 廻仕候、委細者三坊より参詣之導者参候得共、  
 両坊旦所之外ハ皆大鏡坊江付来申候  
 宝曆八年二月 富士村山  
 大鏡坊 印  
 高屋頼母様  
 磯田要人様

この大鏡坊では、1777年(安永6年)から1805年(文化2年)までの29年間に、知多郡から428名の休泊者があったことが記録されている。尾張国全体での休泊者が527名であるので、尾張国からの休泊者のうち8割以上は知多郡から来ていたことになる<sup>(12)</sup>。これをまとめたものが【表2】である。これによれば、1794年(寛政6年)6

月21日には松栄寺が先達として常滑村の23名を率いてきたことが記録されており、1804年(文化元年)6月27日には、小鈴谷村の2名が休泊していることが確認できる。また休泊者の出身村は、知多郡全体に広範囲に広がっていることが確認できる。

同じように、1848年(嘉永元年)の「道者帳」<sup>(13)</sup>にも、この年の6月から7月にかけて知多郡から10組74名が休泊したことが記録されている。こちらは大鏡坊に支払われた金額なども記載されている。これをまとめたものが【表3】である。これによれば、6月中には富士山登拝前の休泊者が多いのに対して、7月以降には下山後の休泊者が多くなっている。大鏡坊に支払われた金額のうち、役銭は興法寺の三坊で分割されるもので、坊銭は大鏡坊の取り分となるものである<sup>(14)</sup>。また松明の記載が見られるが、これは御来光を拝むための夜間登山に用いられたものであると考えられる<sup>(15)</sup>。登拝前の休泊者が、役銭や坊銭のほかには案内代や松明代、裕(あわせの着物)代、弁当代、わらじ代などを大鏡坊に支払っているのに対して、下山後の休泊者が大鏡坊に支払っている金額は比較的少ないことが確認できる。

大鏡坊の側からすると、参詣者が三禅定に赴く際に、白山より先に富士山に案内する権利を有する富士先達の松栄寺と結ぶことが自坊の経済的利益につながることは明白である。また松栄寺の側には、大鏡坊と結ぶことによって、富士先達のこのような権利を守り、登拝を円滑にサポートすることで旦那を増加させる狙いがあったものと考えられる。このような点から松栄寺と大鏡坊との関係は理解できるだろう。

表2 知多郡からの大鏡坊休泊者一覧(安永6年<1777>~文化2年<1805>)

	年号	月日	村名	人数	先達	備考
1	安永6年(1777)	7月10日	寺本村	4		宿
2	安永7年(1778)	7月17日	榎戸村	4		
3	安永8年(1779)	6月28日	稗ノ宮村	8	善右衛門	
4			小川新田	5	藤三郎	
5		7月1日	北尾村	3		
6	天明2年(1782)	6月	宮津村	6		

7		6月12日	卯之山村	8		
8		6月13日	成岩村	5		
9		6月16日	内海庄岡部村	3		
10			大足村	3		
11	天明6年(1786)	6月27日	石濱村	2		
12		6月29日	榎堂村	6		
13		7月3日	乙川村	4		
14	寛政元年(1789)	6月10日	吉川村	6		
15	寛政4年(1792)	6月1日	布土村	2		
16	寛政5年(1793)	7月1日	北方村	5		幣許・山田太良右衛門、幣許・弥吉
17	寛政6年(1794)	6月20日	大野村	4		
18		6月21日	常滑村	23	松栄寺	講本・甚平
19		6月26日	卯之山村	13	最勝寺秀鍵	
20	寛政7年(1795)	6月21日	半田村	5		
21		6月27日	萩村	3		
22			大古根村	1		
23		7月9日	福住村	3		卯ノ山下
24		7月15日	東浦大符村	9		下山
25			長草村	11		
26			桶廻村	24		下山
27	寛政8年(1796)	6月24日	下半田村	4		
28		6月25日	多屋村	7		
29		7月8日	寺本村	16		下山宿
30		7月16日	村木村	1		下山、三州金田三人ト同道
31		7月20日	野間村	2		
32			内海利屋村	2		
33			岩屋寺村	2		
34			乙方村	1		
35			長尾村	1		
36	寛政9年(1797)	6月27日	多屋村	11		昼過
37		6月29日	内海村	4		
38		7月14日	野間内海庄柿浪村	3		下山
39		7月25日	北脇村	6		下山
40	寛政10年(1798)	6月11日	大野村	3		
41		6月14日	多屋村	9		
42		6月18日	乙川村	11		
43		6月23日	大草村	5		
44		7月16日	小河村	6		昼
45	寛政11年(1799)	6月22日	乙川村	7		
46		7月9日	長尾村	9		九人行十八人下山
47			半田村	10		
48	寛政12年(1800)	6月2日	常滑村	8		
49	庚申年	6月3日	富貴村	4		
50		6月10日	大谷村	2		
51			比原村	1		
52		6月12日	須佐村	4		
53			内海村	3		
54		6月14日	長尾村	2		愛知郡北井戸田村三名同行



55		6月18日	藤江村	6		泊
56		6月21日	東大高村	2		大足村一名同道
57		6月26日	半田村	2		中根半六代参、三州貞松院門下真應・在信
58		7月2日	半田村	3		未刻、中野半六代参
59	享和元年(1801)	6月10日	野間内海奥田邑	1		
60		6月19日	大野町	1		仁王堂・彦兵衛
61		6月23日	坂井村	2		
62	享和2年(1802)	6月24日	東河野村	3		
63		7月12日	常滑村	3		
64	享和3年(1803)	6月10日	乙川村内新井	3		
65		6月23日	乙川平地新田	7		
66		7月15日	沼野内海奥田村	1		駿府桑名や十兵へ方ニ居
67	文化元年(1804)	6月5日	布土村	8		
68		6月27日	小鈴谷村	2		半三郎・十吉
69		7月3日	岡田	6		〆九人下山宿
70			多屋	3		
71		7月4日	北方邨	6		
72		7月13日	多屋村	5		下山
73			半田村	7		下山
74	文化2年(1805)	7月12日	北条	1		
75		7月13日	寺本村	17		下山宿
76		7月16日	草木村	6		
77		7月20日	東大高村	5		
78		7月23日	村木村	1		
79			東阿野村	7		

〔尾張国・美濃国・近江国道者帳写〕(旧大鏡坊富士氏文書 K169) より作成

表3 知多郡からの大鏡坊休泊者一覧(嘉永元年)

	月日	村名	経費	内訳	人数	先達	備考
1	6月23日	乙川村	5貫526文	坊銭(1貫800文)、役銭(1貫878文)、案内三人(1貫648文)、松明(200文)	15	安兵衛	
2	6月25日	□山村	1貫775文	坊銭(600文)、役銭(403文)、裕三(224文)、案内(548文)	3		
3	6月29日	沼村	2貫584文	坊銭役銭共(1貫336文)、裕(300文)、弁当(100文)、わらじ十六(300文)、案内(548文)	4		
4	7月1日	卯ノ山村	5貫181文	坊銭(1貫800文)、役銭(1貫209文)、松明(200文)、裕九(672文)、茶代(200文)、案内(1貫100文)	9		
5	7月3日	成岩村	1貫600文	坊銭(1貫600文)	9		下山
6	7月8日	寺木村・願行院	981文	坊銭(200文)、役銭(133文)、松明(100文)、案内(548文)	1		
7	7月8日	寺木村	金1朱700文	坊銭(金1朱600文)、酒代(100文)	12		下山
8	7月9日	草秋村	金2朱	坊銭(金2朱)	4		下山
9	7月12日	矢口村	2貫624文	坊銭(2貫624文)	15		下山
10	7月14日	沼村	1貫366文	坊銭(400文)、役銭(266文)、酒代(148文)、案内(548文)	2		

〔道者帳〕(旧大鏡坊富士氏文書 K173) より作成

### 3. 小鈴谷村の「富士講」

#### (1) 講の概要

次に小鈴谷村<sup>(16)</sup>の「富士講」を通して、村と松栄寺・高讃寺との関係を見ていきたい。まず、小鈴谷村の富士講の概要を確認しておく。

小鈴谷村には、1687年(貞享4年)～1852年(嘉永5年)まで、断続的に8回結成された富士講の帳面が残されている。これらの帳面の内容をまとめたものが【表4】である。

これによれば、1回の講の存続期間は、おおむね10～20年程度で、その間に2～3回の参詣が行われている。講員の人数は、毎回16～36名(平均25.8名)程度である。参詣費用の積立方法は、17世紀後半～18世紀前半には年に数度ずつ銭のほか、麦・大豆・米が積み立てられていたが、19世紀頃には銭のみで積み立てるように変化している。また、これらの帳面には【史料4】のように借用証文が挟み込まれている。

#### 【史料4】<sup>(17)</sup>

預り申金子之事

合金子五両ト百九拾三文也

右者富士講金如此預り申候、来申之夏中何時ニよらず御用次第ニ元利御返進可申候、為後日依而如件

元禄十六年 坂井村  
未ノ十一月 権兵衛(印)  
小鈴ヶ谷村 久左衛門殿

【史料4】は、隣村の坂井村・権兵衛から小鈴谷村・久左衛門に宛てた1703年(元禄16年)11月付けの借用証文で、金5両余りの富士講の積立金が村外へ貸し付けられて運用されていたことが分かる。「夏中何時ニよらず御用次第」に返金するとあるのは、登山シーズンにはこれを参詣費用に宛てる可能性が生じるからであろう。

参詣人数は、1度につき5～12人であり、途中で、講を抜ける者や参詣せずに講金の払い戻しを受ける者もいる。参詣の目的地については、1690年(元禄3年)の「午ノ富士山御参詣衆中入用帳」の冒頭部分に以下の記載がある。

#### 【史料5】<sup>(18)</sup>

覚

小五月十八日 大精進入  
廿四日 中精進入  
大六月二日 道入  
七日朝 立  
十三日 御山  
但シ十四日土用入  
廿四日 立山  
廿九日 白山  
元禄三年  
午五月吉日

【史料5】は、参詣にともなう儀礼の日程を書き上げたものである。

この文中の「御山(富士山)」「立山」「白山」との記述から、三禅定をその目的としていることが分かる。さらに、正徳6年(1716)の「富士講之帳」には以下の記述がある。

#### 【史料6】<sup>(19)</sup>

取立申御富士講

麦壹斗、米五升、銭百文宛、大豆

右者正月八日、五月八日、九月八日、拾月八日  
右の日限二人々持寄掛ケ申、三禅定御山参詣金ニ中ま(仲間)人数へ割戻シ可申候、以上  
講親 久左衛門

正徳六  
申正月八日

【史料6】は、参詣費用の積立方法について記した文書であるが、ここでも「三禅定御山参詣」がその目的とされている。これら富士講の帳面には、参詣の目的地が明確に記載されていないものもあるが、「富士講」と称しているものの実際には三禅定に赴いている可能性が高いと言える。

最後に、参詣者の特徴について見ておきたい。1852年(嘉永5年)の「富士講帳」には講員(加入人名)のほか、実際に参詣に赴いた者の名前が記載されている。この時には、講に加盟していない者も参詣している。これを近世の村の戸籍簿にあたる「宗門御改帳」と照合を行った結果が【表



表4 盛田家文書にみえる富士講

講の取立	かけ銭	参詣年	講員	人数
貞享4年(1687)1月8日 ～元禄3年(1690)11月3日	2月銭 200文・6 月麦 3斗・8月 大豆 5升・12月 米 1斗	元禄2年(1689)	久兵衛、半三郎、作十郎、庄左衛門、 弥十郎、庄作	6
		元禄3年(1690)	甚七郎、長右衛門、与三郎、与兵衛、 作助、善左衛門、こう親・久左衛門	7
			喜左衛門、喜四郎、宝珠庵	3
元禄12年(1699)6月 ～宝永4年(1707)5月8日	銭 100文・大豆 3升・麦 1斗・米 5升(年3度)	宝永元年(1704)	万助、庄介、与八子息・次郎、惣八郎、 伊三郎、庄右衛門	6
		宝永2年(1705)	吉蔵、勘三郎、新八、兵吉、助蔵・ 満徳	5
		宝永3年(1706)	次郎兵衛、長次郎、八十郎、金三郎、 惣吉、甚吉	6
			孫助、六助、九兵衛、喜作	4
正徳6年(1716)2月8日	麦 1斗・米 5升・ 銭 100文・大豆 (正月 8日、5月 8日、9月 8日、 10月 8日持寄)	不明	市三郎、権兵衛、傳助、助三郎、次 左衛門、喜八、久三郎、吉兵衛、彦 四郎、清重郎、市助、善之助、源八、 善助、庄八、伊兵衛、惣六、勘次郎、 林兵衛、又助、長松、作兵衛、清吉、 又兵衛、久左衛門、廣之助、太次左 衛門、平八、甚八、三左衛門、庄之助、 清七、六兵衛、弥三郎、善右衛門、 傳助	36
享保21年(1736)正月 ～寛延3年(1750)3月晦日		寛保元年(1741)	万助、半兵衛、武兵衛、善蔵、重左 衛門、弥助、庄助、五兵衛、長松	9
		寛延元年(1748)	清八、清右衛門、又三郎、忠右衛門、 兵吉、文七、市兵衛	7
			孫助、徳三郎、源左衛門、金蔵、助八、 善六、重郎左衛門、彦左衛門、儀右 衛門、三郎	10
宝暦2年(1752)正月 ～宝暦13年(1763)12月		宝暦6年(1756)	助七、藤蔵、助三郎、平次郎、長命、 惣助、惣太郎、甚三郎、金平、定八、 太助	11
		宝暦9年(1759)	林助、幸助、文助、源次郎、清助	5
			左兵衛、太吉、半助、重助、松之助、 勘六、甚六、権之助、甚之助	9
		ぬけ	猪助、惣松、忠助、寺	4
文化12年(1815)正月 ～文政12年(1829)		文化12年(1815)	利右衛門、吉蔵、太次助、惣兵衛、 忠助、次右衛門、平左衛門、与三右 衛門、長兵衛、助三郎	10
		文政4年(1821)	平蔵、茂助、助左衛門、藤蔵、清三郎、 佐五兵衛、新助	7
		参詣せず	友吉、権六、又三郎、傳兵衛、九兵 衛	5
天保3年(1832)正月 ～嘉永5年(1852)	正月 200文、6 月 250文、10 月 250文	天保6年(1835)	忠兵衛、次右衛門、宮太夫、惣兵衛、 要助、十左衛門、弥十郎、清八、千助、 清右衛門	10
		天保14年(1843)	佐五右衛門、平蔵、藤兵衛、市兵衛、 助八、源左衛門、由右衛門、長兵衛	8
		参詣せず	常助、藤蔵、佐五兵衛、庄右衛門、 権八	5
		ぬけ	善蔵、権平、源七、助三郎、惣七	5

嘉永5年(1852)正月 ～明治9年(1876)		嘉永5年(1852)	松田宮太夫、半左衛門、清三郎、佐次右衛門、由右衛門、常蔵、定次郎、円七、与三右衛門、助左衛門、新助、権六	12
		文久3年(1863)	助三郎、太次助、甚左衛門、円助、藤兵衛	5
		参詣せず	盛田久左衛門、源左衛門、善六、作兵衛、忠蔵、清兵衛、忠助	7
		ぬげ	武八、弥三吉、伊三郎、次郎吉、平左衛門	5

「奉取立御富士講」(貞享4年) XVI-1-1、「御富士講之帳」(元禄12年) XVI-5-1、「富士講之帳」(正徳6年) XVI-7-1、「御富士講帳」(享保21年) 16-8、「御富士講帳」(宝暦2年) XVI-10、「富士講帳」(文化12年) XVI-11、「富士講帳」(嘉永5年) XVI-12より作成

表5 富士講と嘉永5年(1852)の参詣人

	加入人名	高	年齢	檀那寺	備考	参詣人名前(年齢)
講員	松田宮太夫		48		白山社人	男子・左京(23)
	半左衛門	高持	57	心月斎		男子・常三郎
	清三郎	高持	31	宝珠庵		仲蔵
	佐次右衛門					
	由右衛門	高持	35	宝珠庵		佐助
	常蔵	無高	60	宝珠庵		富蔵
	定次郎	無高	死去	心月庵		安兵衛
	円七	高持	41	心月斎		小吉
	与三右衛門	高持	26	心月斎	竹三郎事	竹三郎(26)、弟・国三郎(22)、三男・元吉
	助左衛門	高持	死去	宝珠庵		辰次郎(21)
	新助	無高	56	宝珠庵		菊蔵・男子・弥吉(22)
	権六	高持	37	心月斎		権三郎
講外	世帯主	高	年齢	檀那寺	備考	参詣人名前(年齢)
	庄右衛門	高持	56	宝珠庵		嘉助
	市左衛門	高持	24	宝珠庵		金蔵
	勘次郎	高持	53	宝珠庵		男子・弥之吉(22)、二男・安三郎(19)
	庄蔵	高持	死去	宝珠庵		代三郎(21)
	利兵衛	高持	73	心月斎	「理兵衛」と記載	甥・重太郎(21)
	六右衛門	無高	54	心月斎		男子・与三吉(21)
	彦左衛門	高持	46	心月斎		男子・与之助(18)
	権八	高持	62	心月斎		音之助(22)
					三州樽屋太助ニ居合・弁蔵	

盛田家文書「富士講帳」(嘉永5年1月) XVI-12・「知多郡小鈴ヶ谷村宗門御改帳」(嘉永5年3月) VII-137より作成

5】である。これによれば、実際の参詣者は、講員の子息または兄弟が多く、ほとんどが若者であることが判明する。志摩地方では、成人儀礼の一環として富士参詣が行われていたとされる<sup>(20)</sup>が、

小鈴谷村でも同様の性格をもっていた可能性があることを示唆するものといえる。

## (2) 講の儀礼と松栄寺

参詣にともなう小鈴谷村の富士講の儀礼については、1815年（文化12年）の「富士講帳」の冒頭に、以下の記載がある。

### 【史料7】<sup>(21)</sup>

掟

参詣之砌、村中江道行中酒計りヲ振廻可申事  
但、家々ニ而振廻等致し申間敷事  
御山之砌、村中江道行中餅ヲ披露可致事  
参詣之節者、先々之通、金壺両壺分づ、可相渡事  
右之條々相違無之様可致事

明和五子正月

濱下り	松栄寺	七百文
	御供	五十文
中しめ	松栄寺	五百文
	御供	五十文
堂入	松栄寺	七百文
	御供	五十文
御山	松栄寺	七百文
	御供	五十文

右者、先年迄三百文つゝニ御座候、寛政九年参詣之砌相改候、大谷村間合之上ニ而  
右四度之砌、内殿ニ而世話有之ニ付  
宮太夫江式百文

濱下り祝儀壺人分ニ五十文つゝ座頭へ遣し候事

前半部分は、1768年（明和5年）正月に定められた参詣に際しての「掟」である。ここでは、参詣に際して、村中へ道行中から酒だけを振る舞うこと、その際には家々での振る舞いはしないこと、「御山」の際には村中へ道行中から餅を振る舞うこと、参詣の際には金1両1分ずつ参詣者へ渡すことが定められている。この「御山」は詳細は不明であるが、伊勢市小俣町の事例では、出立から七日後、富士山登拝当日に在地で言う安全祈願の行事を「御山（おやま）」あるいは「御山待（おやままち）」と呼んでいる<sup>(22)</sup>。おそらく、小鈴谷村でも同様の性格をもつ行事が執行されていたものと推測される。

後半部分では、「濱下り」（海浜での禊）、「中し

め」「堂入」「御山」の四度の儀礼において松栄寺に700文、その御供に50文ずつ支払われることが定められている（寛政9年の参詣の際に大谷村に聞き合わせの上、改定。それ以前は300文ずつ）。これら、一連の儀礼は、松栄寺から僧侶を招いて行なわれるものであるが、小鈴谷村の白山社内殿で行われており、神主の宮太夫にも200文が支払われることになっている。また「濱下り」の際には座頭に一人50文ずつ祝儀を遣わずと決められていた。

これ以降の年についても同様の記載が見られる。1852年（嘉永5年）には5月15日に「濱下り」の後、同月28日夕方に布土村（現知多郡美浜町）から乗船したことが記載されている<sup>(23)</sup>。また1863年（文久3年）には5月17日の「濱下り」、同月23日「中しめ」が済んだものの同月29日に「不成就」となり、同月晦日に門出、夕方に大足（現知多郡武豊町）より乗船したと記載されている<sup>(24)</sup>。

このように小鈴谷村の富士講の儀礼には、富士先達の松栄寺が深く関わっていることが確認できる。三禅定の際に巡る三山のうちでも、小鈴谷村では富士山への強い志向性があったものと考えられる。

## (3) 小鈴谷村と高讃寺

一方で、三禅定の白山先達であった高讃寺は、枳豆志庄の村々が連合して行う雨乞いにおいて主導的な役割を果たしていたことが指摘されている<sup>(25)</sup>。これは近世期を通じて続き、1807年（文化4年）には、熊野村（現常滑市）の熊野権現社において雨乞いの祈禱として、「大はんにや経くり（大般若経の転読）」が執行され、高讃寺へ金一分が村々より支払われている<sup>(26)</sup>。このように、小鈴谷村は枳豆志庄における祈願法要を通じて、高讃寺と古くから関係を有していたものと考えられる。しかし、三禅定に際しては富士先達である松栄寺とのつながりが重視されていたのである。

## おわりに

近世の枳豆志庄9か村において、高讃寺は雨乞

いなどを通じて、神社の祭祀に深く関与していた。近世前期には、高讃寺は本寺である密蔵院より白山先達として認められていたが、富士先達の松栄寺と旦那の獲得をめぐる、たびたび争論が発生していた。これは、三山（富士山・立山・白山）の中でも富士山への登拝に重きをおく参詣者や参詣講中が、松栄寺を先達として三禅定に赴く動きをみせたことに対して、高讃寺が反応した結果であったと考えられる。こうした動向の中で、小鈴谷村では松栄寺を三禅定における先達とするようになったと考えられる。また元禄期の争論によって、富士先達・松栄寺と白山先達・高讃寺の旦那場は固定化し、近世期を通じて小鈴谷村の三禅定の参詣儀礼において、松栄寺が大きな役割を果たすようになった。

小鈴谷村での「富士講」のあり方は、近世後期には、個人的信仰に基づくものというよりは、地域としての信仰の形をとるようになった。参詣の「掟」において、村中での儀礼が細かく定められるのも、その表れと言えるだろう。

「三禅定」という言葉で一括りにすると、この参詣行為が等質なもののように感じられるが、三山のうちの霊山に信仰の比重を置くか、個人レベルでの参詣と講中での参詣、講中と村との関係、先達の有無などの要素によって、かなりの差異があったものと考えられる。今後は、道中日記などをさらに精査する中で、このような問題について検討したいと考えている。

## 注一覽

(1) 文化庁編『日本民俗地図Ⅲ(信仰・社会生活)』(国土地理協会、1972年)によれば、富士講・浅間講は、大阪府から岩手県までかなり広範囲に分布しているが、『国史大辞典』第12巻(吉川弘文館、1991年)の「富士講」の項は、江戸・関東の富士講の特徴についての説明に留まっている。岩科小一郎『富士講の歴史』(名著出版、1983年)をはじめとして、江戸・関東を事例とした富士講研究は格段に分厚い研究史を形成してきた。これは、安丸良夫ほか編『民衆宗教の思想』(岩波書店、1972年)、宮田登『すく

いの神とお富士さん』(吉川弘文館、2006年)などで、身禄の著作とみなされた教義書が民衆宗教のテキストとして高く評価されたこともその要因である。身禄の言説の解釈については、大谷正幸『角行系富士信仰』(岩田書院、2011年)が従来の研究を批判している。

(2) 近年、富士山についての学際的研究が盛んとなり、『富士山と日本人』(青弓社、2002年)、天野紀代子ほか編『富士山と日本人の心性』(岩田書院、2007年)などの成果が生まれた。また信仰登山口集落の研究として、青柳周一『富嶽旅百景—観光地域史の試み』(角川書店、2002年)、甲州史料調査会編『富士山御師の歴史的研究』(山川出版社、2009年)、大高康正『富士山信仰と修験道』(岩田書院、2013年)などが発表されている。地域的研究として、大和については、拙稿「近世における畿内からの富士信仰とその信仰—大和国を中心に—」『近世民衆宗教と旅』(法蔵館、2010年)、山城については、志村博「京都府笠置町に伝わる『富士垢離』について」『平成11年度富士市立博物館館報』(同館、2000年)、村上紀夫「洛中洛外の富士垢離と富士講」『近世勧進の研究』(法蔵館、2011年)、伊勢・志摩については、荻野裕子「富士参りの歌—伊勢志摩からの富士信仰—」『近世民衆宗教と旅』(法蔵館、2010年)などの研究がなされている。

(3) 三禅定については、以下の論考が発表されている。津田豊彦「知多地方の立山信仰」『半田市立博物館研究紀要』20(同館、1999年)、小林一葵「三山禅定について」『まつり』31号(まつり同好会、1978年)、高瀬重雄「富士山・白山・立山の三山禅定」『高瀬重雄文化史論集1 立山信仰の歴史と文化』(名著出版、1981年)、福江充「富士山・立山・白山の三山禅定と芦峯寺宿坊家の檀那場形成過程」『研究紀要』vol.10(富山県[立山博物館]、2003年)、村中治彦「郷土散策 白山信仰」『郷土誌かすがい』48、49、56、60～72(春日井市、2002～2013年)、福江充「加賀藩芦峯寺衆徒の檀那場形成と廻檀配札活動」『近世の宗教と社会』

- I (吉川弘文館、2008年)、菊池邦彦「史料紹介 三山禪定と富士山信仰」『甲斐』第121号(山梨郷土研究会、2010年)、福江充「芦峠寺宿坊家の尾張国檀那場と三禪定(富士山・立山・白山) 関係史料」『研究紀要』vol.17(富山県[立山博物館]、2010年)、加藤基樹「『三禪定』考一成立と『三の山巡』にみる実態一」『研究紀要』vol.17(富山県[立山博物館]、2010年)、加藤基樹「『三禪定』の史料的研究—白山・立山・富士山の三山巡礼の成立と展開」『宗教民俗研究』20(日本宗教民俗学研究会、2010年)、福江充「富士山・立山・白山を巡る三禪定の時期的変遷—特に白山山麓の馬場の問題にも関連して」『北陸宗教文化』23(北陸宗教文化学会、2010年)、富山県[立山博物館]平成二十二年度特別企画展図録『立山・富士山・白山 みつの山めぐり—霊山巡礼の旅「三禪定」—』(同館、2010年)、「石造物資料にみる江戸時代の三禪定(富士山・立山・白山)」『山岳修験』48(日本山岳修験学会、2011年)、加藤基樹「中世『三禪定』 覚書—三禪定研究のゆくえ」『研究紀要』vol.18(富山県[立山博物館]、2011年)。
- (4) 盛田家文書 XVI-26「三禪定之通」(延宝4年6月)。
- (5) 盛田家文書 XV-21「(道中日記)」(享保8年6月)。
- (6) 春日井市・密蔵院文書(貞享4年10月10日)、『愛知県史 資料編 17 近世3 尾東・知多』(愛知県史編さん委員会、2010年)所収。
- (7) 盛田家文書 XVI-3「覚(富士・白山両先達 争論につき願上)」(元禄2年7月)、『愛知県史 資料編 17 近世3 尾東・知多』所収。
- (8) 「洲原」は、洲原神社(岐阜県美濃市)を指すものと考えられる。
- (9) 菊池邦彦「富士山信仰における庚申縁年の由緒について」『国立歴史民俗博物館研究報告 第142集[共同研究 宗教者の身体と社会]』(同館、2008年)。
- (10) 宮家準「富士村山修験の成立と展開」『山岳修験』6(山岳修験学会、1990年)。
- (11) 旧池西坊富士氏文書 K2「証拋物」(嘉永5年3月6日)、『村山浅間神社調査報告書』(富士宮市教育委員会、2005年)所収。
- (12) 旧大鏡坊富士氏文書 K169「(尾張国・美濃国・近江国道者帳写)」(安永～文化)。
- (13) 旧大鏡坊富士氏文書 K173「導者帳」(嘉永元年6月)、『村山浅間神社調査報告書』所収。
- (14) 伊藤太一「江戸時代の富士山における登山道・登山者管理と登山者による費用負担」『日本森林学会誌』91(日本森林学会、2009年)。
- (15) 近世前期の作成とされる奈良市矢田原町第三農家組合所蔵「富士参詣曼荼羅図」には松明を持ち山上を目指す登拝者の姿が描かれている。
- (16) 小鈴谷村は、伊勢湾に面して丘陵が海岸にせまる村である。17世紀後半～18世紀前半には漁業で生計を立てる家が多かったが、18世紀に始まった酒造業が成長し、村の商業的発展が見られたとされている(曲田浩和「18世紀における知多地域の変容と酒造業の展開—小鈴谷村の場合—」『知多半島の歴史と現在』No.17、日本福祉大学知多半島総合研究所、2013年)。寺院は、天龍山寶珠庵(禅宗、本寺同郡布土村心月齋)、神社は白山社・天王社・山神があり、嘉永5年(1852)3月の「宗門御改帳」(盛田家文書 VII-137)では、戸数94軒、人口409人で、心月齋檀家252人、寶珠庵檀家157人となっている。
- (17) 盛田家文書 XVI-5-1「御富士講之帳」(元禄12年)に挟み込み。
- (18) 盛田家文書 XVI-1-2「午ノ富士山御参詣衆中入用帳」(元禄3年)。
- (19) 盛田家文書 XVI-7-1「富士講之帳」(正徳6年)。
- (20) 注(2)前掲、荻野論文参照。
- (21) 盛田家文書 XVI-11「富士講帳」(文化12年正月)。
- (22) 『小俣町史 通史編』(同町、1988年)。
- (23) 盛田家文書 XVI-12「富士講帳」(文化12年正月)。
- (24) 注(23)前掲、盛田家文書。
- (25) 松下孜「近世知多地方の雨乞い—知多郡小鈴ヶ谷村の事例」『日本福祉大学子ども発達学論集』4(日本福祉大学、2012年)。

(26) 盛田家文書 VI-25-1 「諸願諸達留」(文化4年1月)。

**【付記】**

本研究は JSPS 科研費 26370804 の助成を受けたものです。